

周りに迷惑をかける 路上喫煙はやめましょう

路上喫煙による被害はさまざま



『茨木市路上喫煙の防止に関する条例』を施行しています

条例の概要

- ▶ 茨木市では、**全市域で路上喫煙をしないよう努力する義務**があります。
- ▶ 茨木市では、路上喫煙を禁止する「**路上喫煙禁止地区**（詳細は裏面）」を定めています。

『路上喫煙』とは

「**路上喫煙**」とは、道路や公園などの屋外の公共の場所において、喫煙（加熱式たばこを含む）することや、火のついたたばこを持つことをいいます。

また、歩行中や立ち止まっているときの喫煙だけでなく、自転車、バイクに乗っているときの喫煙なども「路上喫煙」に含みます。

『路上喫煙禁止地区』について

茨木市では、特に人通りが多く、路上喫煙による被害の危険性が高い地域を、**路上喫煙禁止地区**（地図の赤色の部分）に指定しています。

- ◎ 路上喫煙禁止地区内での路上喫煙は、**1,000円**の過料が科せられる場合があります。
- ◎ 路上喫煙禁止地区では、マナー推進員による条例の周知・啓発活動等の路上喫煙防止対策を行っています。

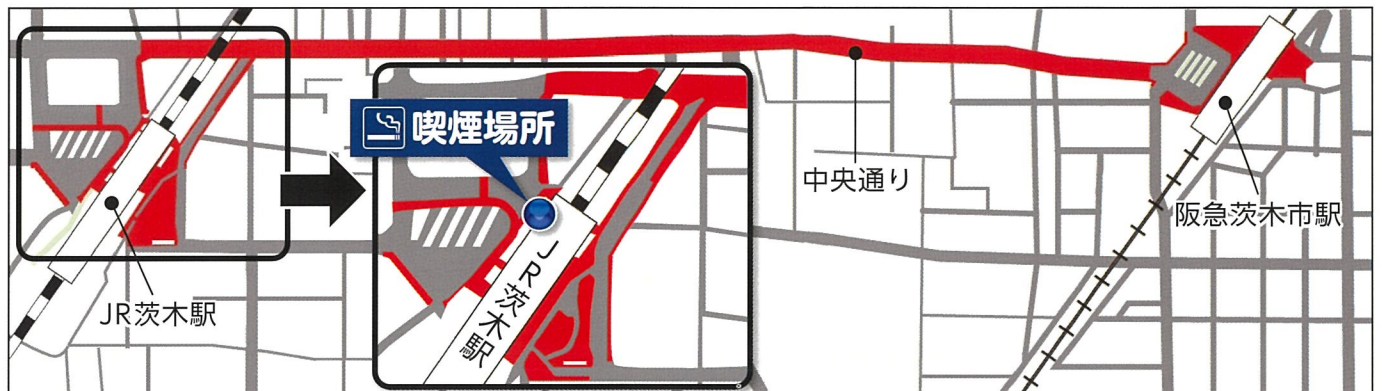
路上喫煙



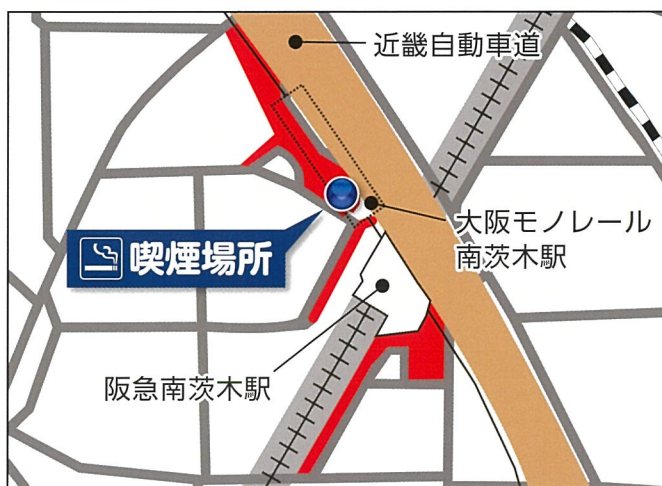
茨木市

禁止地区

JR茨木駅・阪急茨木市駅周辺と両駅を結ぶ中央通り



阪急南茨木駅・大阪モノレール南茨木駅周辺



JR総持寺駅周辺



喫煙は決められた場所で、マナーを守って行いましょう！

▶ 問合せ先：茨木市 市民文化部 市民生活相談課

TEL：072-620-1603 FAX：072-620-1715

Eメール：shiminseikatu@city.ibaraki.lg.jp

HP：http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shiminseikatsu/



茨木市

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

このチラシは1,000枚作成し、1枚当たりの単価は57.18円です。